

文教警察企業常任委員会資料

令和元年9月20日（金）

宮崎県警察本部

目 次

1 議案

(1) 議案第10号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・資料1参照
〔令和元年9月定例県議会提出議案（議案第1号～第25号）…………… P 71 〕

(2) 議案第26号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………資料2参照
〔令和元年9月定例県議会提出議案（議案第26号）…………… P 1 〕

2 報告事項

(1) 損害賠償額を定めたことについて

〔令和元年9月定例県議会提出報告書 …………… P 3 〕

(2) 公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について

〔令和元年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営
状況について）…………… P 151 〕

文教警察企業 常任委員会 資料	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例 (身辺警護等作業手当)の一部改正について	令和元年9月20日(金) 宮崎県警察本部
-----------------------	---	-------------------------

1 改正理由

天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づき、平成31年4月30日に天皇陛下が退位され、令和元年5月1日に皇太子殿下が即位された。

これに伴い、天皇皇后両陛下は上皇上皇后両陛下に、秋篠宮文仁親王同妃両殿下は皇嗣^{こうし}同妃両殿下となられたことにより、身辺警護等作業手当の護衛対象者の適用範囲を拡大するものである。

2 改正条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例

3 改正点

平成31年4月26日、人事院規則9-30(特殊勤務手当)及び給実乙第298号の一部が改正されたことに伴い、身辺警護等作業手当の対象となる護衛対象者の適用範囲として、

○上皇、上皇后

を加え、

●文仁親王

を

○皇嗣、皇嗣妃

に改める。

改正前	改正後
1日につき 640円 (天皇又は皇后、 <u>皇太子、皇太子妃、文仁親王</u> 若しくは悠仁親王の警衛の場合は1,150円)	1日につき 640円 (天皇又は皇后、 <u>上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃</u> 若しくは悠仁親王の警衛の場合は1,150円)

4 施行日

この条例は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する予定

文教警察企業 常任委員会 資料	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を 改正する条例について	令和元年9月20日(金) 宮崎県警察本部
<p>1 条例名 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>2 条例改正の理由 道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部を改正する法律(令和元年法律第20号)が施行され、道路交通法施行令第43条第1項に定める運転免許に関する手数料の一部が改定されることに伴い、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するもの</p> <p>3 改正の概要 「警察関係使用料及び手数料徴収条例」における (1) 運転免許試験手数料及び免許証交付手数料の一部を減額 道路交通法第97条の2(運転免許試験の免除)第1項第3号(期限失効手続)につき、 道路交通法施行令第33条の6の2 (免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由) 第1号から第5号までの規定に、今回の法改正にて、 第6号「公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたこと」 が追加されることとなった。 ※「公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたこと」とは 例：運転管理システムの障害等により本県公安委員会における免許証更新事務の遂行が困難となった場合等 現行は同条第1号から第5号に該当する場合は 現行、全免種運転免許試験手数料は、1,900円 運転免許証交付手数料は、2,050円 で手続しているところ、この第6号に該当する場合のみ、 全免種運転免許試験手数料は、800円 運転免許証交付手数料は、1,700円 と減額するもの</p> <p>(2) 免許証再交付手数料の減額(道路交通法第94条、同施行規則第21条第1項) 免許証の亡失・滅失した場合に限らず、免許証の記載事項変更届出をした場合などにも再交付申請が可能となる等、免許証の再交付申請の要件が緩和されることに伴い、道路交通法施行令第43条第1項に定める運転免許に関する手数料の一部が改正され減額となるもの 現行3,500円→2,250円</p> <p>4 施行期日 令和元年12月1日から施行予定。</p>		